

公益社団法人 日本職業スキー教師協会
北海道支部規約



2014.11.17

S I A北海道支部

S I A 北 海 道 支 部 規 約

第一章 名称と事務所

(名 称)

第1条 本支部は公益社団法人日本職業スキー教師協会北海道支部と呼称する。

略称はH. S. I. Aとする。

(事務所)

第2条 本支部は事務所を役員宅に置く。

第二章 目的と事業

(目 的)

第3条

本支部は、公益社団法人日本職業スキー教師協会（SIA）の目的に沿い、スキーをはじめとするスノースポーツ教師の育成・検定・認定を通じ、その質の向上をはかり、あわせて、一般愛好者・青少年に対しスノースポーツ全般の指導・検定・認定・普及活動を行うものとする。そして、国民の心身の健全な発達及び社会体育としてのスキーをはじめとするスノースポーツの発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本支部は前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- 1 S I Aの定める各種検定、各種セミナーの協力及び実施。
- 2 スキー技術の研究、普及及び指導。
- 3 スキー指導者の養成及び競技、一般スキーヤーの育成強化。
- 4 研究会、講習会、競技会の開催及び後援。
- 5 講演会、映画会、S I Aフェスティバル等の開催及び後援。
- 6 スキーに関する刊行物の発刊及び映画製作。
- 7 スキー用具、ウェアの研究開発及び推薦。
- 8 スキー学校、スキー教師の交流親睦。
- 9 その他本支部の目的達成に必要な事業。

第三章 会 員

(会員の資格と義務)

第5条 本支部の会員は次の通りとする。

- 1 公益社団法人日本職業スキー教師協会の正会員で、北海道の公認校で活動する会員で構成する。また、本支部に賛同する無所属会員も構成員とする。
- 2 本支部の目的に賛同し、本支部の事業を援助する個人又は法人を賛助会員とする。
- 3 会員は毎年期日までに年会費を納めなくてはならない。

(支部会員の支部所属解除)

第6条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、支部所属を解除する

- 1 S I Aの資格を失ったとき
- 2 正会員で年会費を2年間以上滞納したとき
- 3 賛助会員で協賛金を1年間以上滞納したとき
- 4 所属解除になった会員が、再び支部所属を希望する場合は、未納分を納入するものとする。

第四章 役 員

(役員)

第7条 本支部は次の役員を置き、総会に於いて選出する。なお役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

- 1 支部長 1名
- 2 副支部長 1名
- 3 総務部長 1名、 教育普及部長 1名
- 4 委員 若干名
- 5 会計監査 1～2名

なお、名誉会長、顧問、参与等については必要に応じて総会の決議により置く事ができる。

(支部長)

第8条 支部長は本支部を代表し会務を統括する。

(副支部長)

第9条 副支部長は支部長を補佐し、支部長の代理として本支部を代表する場合もある。

(委員)

第10条 委員は委員会を構成し会務を執行する。

(会計監査)

第11条 会計監査は必要に応じ会計及び会務を監査する。

(其の他)

第12条 本支部の関係団体への役員選出の必要があるときは委員会に於いて決定する。

第五章 運 営

(総会)

第13条 総会は本支部の最高決議機関であり、毎年1回支部長が召集し、会員の過半数の出席を持って成立する。委任状提出数も出席数とする。
ただし支部長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上から請求のあったときは、支部長は臨時総会を招集しなければならない。

(委員会)

第14条 委員会は本支部の執行機関であり支部長、副支部長及び各部長、委員を持って構成する。

第15条 委員会は必要に応じて支部長が召集する。ただし委員の3分の1以上から請求があったときは、支部長はただちにこれを召集しなければならない。

第16条 委員会は構成員の2分の1以上の出席がなければ開く事はできない。

第六章 資産及び会計

(資産及び会計)

第17条 本支部の資産及び収入は次の通りとする。

- 1 財産目録記載の資産
- 2 会員の会費
- 3 事業に伴う収益金
- 4 補助金及び寄付金
- 5 その他の収入

(会費)

第18条 本支部の会費は次の通りとする。

- 1 年会費 一人 2, 0 0 0円
- 2 賛助会員協賛金 1口 10, 0 0 0円から

(会計年度)

第19条 本支部の会計年度は毎年10月1日より翌年9月30日迄とする。

第七章 規約の改廃

(規約の改廃)

第20条 本規約の改廃のあるときは委任状を含め、会員総数の3分の2以上の賛同を得て決定しなければならない。

第八章 附 則

(附 則)

第21条 本規約に定めのない事項に関しては、総会において審議のうえ決定する。

第22条 本規約は、昭和59年6月1日より発効する。

附則 この規定は、一部訂正し、平成17年10月20日から施行する。

附則 この規定は、一部訂正し、平成23年11月15日から施行する。

附則 この規定は、一部訂正し、平成26年11月17日から施行する。